

あなたは、市の借地料「過払い」に怒りを抱きませんか

市が支払った借地料の「過払い」は最近五年間で

3億4,456万円になっています

市民の税金が**不当**に使われていることになります

主な借地料の「過払い」を追ってみます（五年間）

「市の試算に基づくものです」

	[平成18年度借地料(市の試算額)]		{五年間の過払い額}
現庁舎敷地	8,209万円	(4,595万円)	11,989万円
現庁舎駐車場	3,826万円	(2,148万円)	5,375万円
研修センター	1,079万円	(594万円)	1,863万円
(庁舎関係小計)	(13,114万円)	(7,337万円)	(19,227万円)
憩の道(図書館横)	1,848万円	(1,185万円)	3,438万円
湊山球場	1,500万円	(1,105万円)	1,188万円
クリーンセンター	1,060万円	(334万円)	3,514万円
湊山体育館	657万円	(459万円)	803万円
ローズセントラルビル	1,651万円	(666万円)	(四年間)3,120万円
車尾小学校	891万円	(568万円)	1,119万円

不
合
意
で
失
う
税
金
の
額

野坂市長は、「合意ができません。交渉の出番ではない。」との一点張り。

「交渉が成立しないから過払いします。」という市長の考えなら、相手方との正規な「契約合意」はできません。市は、「税金による不当な支払い」を続けることになります。

民間には無い

驚き

これって、逆厚遇？

平成18年度の借地料

X円

十 ぶらす

平成18年度

固定資産税相当額 Y円

市長は、土地の借主に「借地料」と「当該年度の固定資産税相当額」をプラスして支払っています。

法令の根拠も明確では無いようです。民間では、あまり聞かれない話です。

【議会クリップ】市の借地料計算に、当局は議会で、「土地評価額が原則です」と答弁。それなら、土地評価の高い時の「高い借地料」が、土地評価が下がって「下げられない借地料」が存在することはない。固定資産税とのW支払いは、昭和50年から続いている。野坂市政の公平、公正な市政運営・・・弱き市民からは取る。強き市民には黙視して語らず。